



平成 29 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 日本和装ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉田重久
(コード番号：2499 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 菅野泰弘
(TEL. 03-3216-0070)

**株式報酬型ストックオプション（1円ストックオプション）として
発行する新株予約権に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションの目的で新株予約権を無償で発行すること及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める決議を平成 29 年 3 月 29 日開催予定の当社第 31 期定時株主総会に付議すること、取締役に対するストックオプションについては、取締役に対する報酬として会社法第 361 条に定める事項も併せて定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由
当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするため、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限
4,000 個
3. 新株予約権の払込金額
無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）
4. 新株予約権の内容
(1) 新株予約権の目的である株式の数
 - ① 新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初 100 株とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式 400,000 株とする。

- ③ 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の比率}$$

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに目的株式数を乗じた金額とする。
- ② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間

2020年1月1日から2020年12月31日までの期間とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員としての地位を喪失した場合、当該喪失以降、新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(5) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

(7) 新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは取締役会で別途定める日に当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったときは取締役会が別途定める日に当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の不発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。

(11) 細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定する。

5. 新株予約権の役員報酬に関する事項

(1) 当社の取締役の報酬額は、平成 18 年 4 月 23 日開催の臨時株主総会において、年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただき現在に至っておりますが、同金額の範囲内で、当社取締役のストックオプションによる報酬等として、上記第 4 項に記載の内容による新株予約権を交付することとし、各取締役に対する個別の金額については、各自の業績、業務成績、能力、貢献度合、勤続年数、功労割合等の要素を総合的に考慮したうえで当社取締役会において決定したいと存じます。

(2) 新株予約権の価額についてはブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した本新株予約権の試算金額を基準として、適切に評価した価額とします。

(3) 対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は 3 名であります。

6. 報酬としての相当性

取締役が付与する分については、取締役の役務の対価として、ストックオプションの目的で付与するものであり、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであることから、かかる新株予約権は、取締役への報酬内容として相当なものと考えております。

以 上